

総務委員会会議録

令和元年5月22日(水)

(開 会) 10:05

(閉 会) 10:17

【 案 件 】

1. 議案第69号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
2. 議案第71号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)
3. 議案第70号 飯塚市税条例の一部を改正する条例

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第69号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○頼田支所市民窓口課長。

「議案第69号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」についての補足説明をいたします。議案書3ページをお願いいたします。

昨年の頼田支所の浸水被害により、頼田支所を浸水被害の起きない場所への早期移転が計画され、現在、新庁舎建設中でございますが、新庁舎での業務開始を令和元年7月1日から行うことから、頼田支所の位置の変更をするものでございます。

変更内容につきましては、飯塚市勢田1271番地1から飯塚市鹿毛馬2333番地4へ変更するものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第69号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第69号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第71号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長。

議案書の22ページをお願いします。議案第71号、飯塚市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例等の一部を改正するものでございます。29ページから39ページまで、新旧対照表をつけております。

主な改正内容について、議案概要に沿って説明させていただきます。

市民税関係でございます。所得税の住宅ローン控除から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で個人市民税から控除する住宅借入金等特別税額控除の措置がございます。今回、所得税の住宅ローン控除の控除期間の延長にあわせ、この住宅借入金等特別税額控除の控除期間を延長するものであり、消費税10%が適用される住宅について、令和2年末までに取得した場合

には、現行は10年間ですが、3年間延長し、13年間適用するものです。

同じく、住宅借入金等特別税額控除に関連しておりますが、現行では個人市民税の納税通知書が送達された後に税務署に申告した場合には、所得税の控除はできても、個人市民税の控除はできない仕組みとなっておりますが、令和2年に行う令和元年分の申告から、その要件が廃止されるものです。

次に、法人の申告に関連して、昨年度の税制改正において大法人の電子申告が義務づけられたところですが、今回の改正により電気通信回線の故障や災害その他の理由により電子的に提出することが困難であると認められるときには、書面による提出を可能とするものです。

以上、専決処分を行ったものにつきましては、平成31年4月1日からの施行となります。

飯塚市税条例等の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第71号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第70号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長。

議案書の5ページをお願いします。「議案第70号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

この改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものです。13ページ以降に、新旧対照表をつけております。

それでは、主な内容について、議案概要にそって説明させていただきます。

まず、市民税関係についての改正でございます。地方税法において単身児童扶養者と規定されておりますが、児童扶養手当を受給し、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対する個人市民税非課税措置が規定されております。令和3年1月1日から施行されることとなっております。

同じく市民税に関係しておりますが、ふるさと納税制度の見直しに関連して、現行の条文において「地方団体に対する寄附金」となっている箇所が「特例控除対象寄附金」となります。これは、総務大臣が特例控除の対象となる寄附金を受領する地方公共団体を指定することとなったためであり、指定された都道府県、市区町村に対して行う寄附についてのみ住民税からの税額控除ができるといった内容でございます。この改正については、令和元年6月1日から施行となります。

次に、軽自動車税関係となりますが、税額が軽減される軽自動車のグリーン化特例の適用対象の範囲が狭められ、電気自動車等に限定されます。令和3年4月1日からの施行となります。

また、ことし10月1日から自動車取得税に代わって導入されることとなっている軽自動車税環境性能割の税率について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合、1%軽減する臨時的軽減措置が規定されております。こちらは令和元年10月1日からの施行となります。

以上、飯塚市税条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第70号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

閉会中の継続審査についてお諮りいたします。本委員会として、所管事務について調査するため、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までとすることに決定いたしました。

なお、本件につきましては、飯塚市議会会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出いたします。

次に、所管事務調査に係る資料を、本日サイドボックスに配信しております。

本件につきましては、次回、6月7日、金曜日に予定しています閉会中の委員会において議題とし、机上調査をいたしますので、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

あわせて、この際、委員の皆さんにお願いいたします。スムーズな委員会運営とあわせ、執行部が質疑の内容を確実に把握して的確な答弁ができますよう、質疑事項を事前に通告いただきますようお願いいたします。

様式は後ほど事務局から配付させますが、事務局への提出期限を、委員会開催日の1週間前、5月31日、金曜日、午後5時までとさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。